

お母さんとお父さんの 離婚協議とADR調停講座 ～親と子どもの絆むすび3回講座～



やむを得ず離婚になっても、お子さんのためにできることはあります。また、離婚に関するちょっとした知識がその後の親と子どもの生活の安定につながります。少し立ち止まって親子の未来のために一緒に考えてみませんか。

	日 時	テーマ
第1回	令和4年 7月31日(日)	子どものための養育費と面会交流 離婚条件の切り札 離婚協議書
第2回	令和4年 8月28日(日)	養育費と面会交流のハザマで！ 綱引き調停の進め方 模擬調停
第3回	令和4年 9月25日(日)	日祝日でも素早く対応できるADR 争わないADR調停の疑似体験

対象：テーマに関心のある男女とご家族

◆時間：13:30～15:00(受付開始 13:00)

◆終了後に無料個別相談あり(30分2名まで 要 事前申込み)

◆定員：12名(申し込み先着順)

受付開始：6月13日(月)

◆会場：アミカス 2F 研修室C

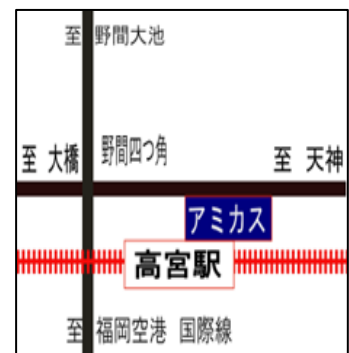
福岡県福岡市南区高宮 3-3-1 電話：092-526-3755

◆参加費：無料 ■申し込み方法は裏面参照。

主催：離婚と相続のADRセンター

後援：福岡市(福岡市男女共同参画推進センター・アミカス)

*入館の際はマスク着用をお願いします。体調のすぐれない方は参加ご遠慮ください。





プロフィール

離婚と相続のADRセンター（法務省認証ADR・解決サポート）

センター長

行政書士・ファイナンシャルプランナー (AFP)

私たちは離婚で争わない円満解決の方法を詳しく説明します。

それが子どものためになると信じるからです。家裁調停の経験を活かし

親と子の安心と安全を守る離婚後のライフプランを提案しています。

みずた こうじ
講師 水田 耕二

「アミカス市民グループ活動支援事業 講座参加者の声」

- 離婚で押さえておく手続きを教えてくださいありがとうございました。親子で再出発です。(春日市)
- 65歳で離婚するとは人生分かりませんね。ただ、憎しみ合って別れるよりお互いが納得して別れ、新しい人生を見つける方が良いと思いました。参加して良かったです。(城南区)
- セミナーに参加して初めて離婚協議書でキチンと話し合うべき内容が分かりました。(南区)
- 公正証書で納得のいく協議書が作成できました。指導いただき感謝です。(南区)
- 昨日、市役所に離婚届を提出して受理されました。こんなに早く決着ができたのも講座に参加したおかげです。(博多区)

申込方法

FAXor メールで①住所②氏名(ふりがな)③年齢④電話番号⑤参加する講座を記入してお申し込みください。FAXの方は、下記申込書をお使いください。

*なお、いただいた情報は講座参加目的以外には使用しませんのでご安心ください。

申込先

〒818-0056 筑紫野市二日市北 2-3-3-205

離婚と相続のADRセンター 担当：水田・一尾

メール:info@yuigon-jyuku.com

お問い合わせ：092-921-9480

..... 申 込 書

お母さんとお父さんの離婚協議とADR調停講座 申込書

FAX: 092-921-9480 申込切:令和4年7月30日

ふりがな			
氏 名	年 齢		
住 所	〒 _____	Mail: _____	
電話番号		携 帯	
参加する講座	参加希望の回にチェックを入れてください。		
	<input type="checkbox"/> 3回連続	<input type="checkbox"/> 第1回のみ	<input type="checkbox"/> 第2回のみ
	<input type="checkbox"/> 第3回のみ	<input type="checkbox"/> 事後相談	<input type="checkbox"/> 事後相談